

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年3月13日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 長浜ファッションモール 長浜市小堀町字阿原町 380 番地
- 2 提出された意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 出入口①について、変更後建物配置図のとおり施工してください。
  - (2) 自動車の駐車部分の面積が 500 平方メートル以上である駐車場の構造および設備は、他法令の適用がある場合における該当規定のほか、道路交通の円滑化を目的として制定された駐車場法および同施行令で定める技術的基準によらねばならないので留意してください。なお、必要により公安協議等を行ってください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1  
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町 12 番 34 号
  - (2) 縦覧期間 平成 25 年 3 月 13 日から平成 25 年 4 月 15 日まで